

NPO団体 PEACE 規則／会則／規約

(名称)

第1条 この会は、NPO団体PEACE（以下「本会」）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大阪府大阪市城東区森之宮2丁目3-39-1304に置く。

(目的)

第3条 本会は、小学生、中学生を対象に、教育ボランティアの精神を生かし、地域住民の方々が、児童の教育の場において、児童と共に学び、共に生き、共に創り出すという理念を実現すること。地域の様々な人たちの経験及び知恵を生かして 将来を担う子供たちのために積極的に学校の教育活動に地域住民が参画するのを支援すること、及び地域住民の生涯学習の観点から、人間性豊かで活力ある地域コミュニティの創造に寄与することの3つを目的とし、2021年12月28日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために非営利活動を行い次の事業を実施する。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの学力向上を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

会員として入会しようとするものは、入会申込書により、伊崎理倫（会長）に申し込むものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を伊崎理倫に提出し任意に退会することができる。

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を5年以上納入しないとき。

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 会計 1人
 - (4) 監事 1人
- (選任)

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

監事は会長、副会長、会計及び総務を兼ねることはできない。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 1.副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 2.会計は、本会の会計を担当する。
- 3.総務は、本会の事務のとりまとめを担当する。
- 4.監事は、会の活動及び会計を監査する。

附則

この会則は、2021年12月28日から施行する。

この記載内容について事実と相違ないことを証明します。

代表者住所 大阪府大阪市城東区森之宮2丁目3-39-1304

代表者指名 伊崎 理倫 (印)